



柿崎直治

湯沢温泉ロープウェイ事業所は平成十九年四月から平成二十四年三月までの五年間日本ケーブル株式会社並びにその関連会社であるスノーリゾートサービス株式会社にて事業経営権が譲渡され現在に至っております。そして来年度は契約更新に関わる一年前の年になります。賃借人であるスノーリゾートサービス(株)も契約当初から現在まで集客拡大のため施設整備や新しい企画を実施し、健全運営に向けてあらゆる企業努力をされてきたところですが、7月26日全員協議会で議決したスノーリゾートサービス(株)より出された施設貸付料の全額免除でも判るようにその経営実態は誠に厳しいものであることが伺い知れるところであります。

次期契約更新に際しては契約期間中の施設貸付料全額免除をはじめ様々な条件が提示されることが想定されます。そこで契約更新を一年後に控え、町としてはどのように対処してゆくのかが以下の項目について町長の考えを伺います。

質問

①再契約に際して再度契約期間中の施設貸付料の全額免除申請も充分考えられる。町民からは自分の家業がどんなに苦しくても固定資産税の免除はない。固定資産相当分としての施設貸付料を全額免除した議会の決定にも問題があるとの指摘もいただいている。再契約に際して施設貸付料の全額免除申請があった場合の町長の考えを伺う。

②ロープウェイ施設等賃貸借契約では索道関連の整備、修繕などはスノーリゾートサービス(株)の負担であることが明記されている。全員協議会に出された資料では今までのスノーリゾートサービス(株)の実質累計赤字額は約七千五百万円、更に今後ロープウェイ、索道関係で約四千万円からの整備費が必要とのことである。これでは施設貸付料を全額免除したところで安定した経営を維持することは困難であると考えられる。これらを考えれば今後の契約に際しては指定管理者制度への移行も視野に入れた契約を考えなければならぬと思うが、町長はどう考えているか。

町長答弁

①の質問に関してお答えします。

施設貸付料に関してはスノーリゾートサービス(株)の営業状況を考慮し、契約期間内である今年度及び来年度について無償とさせて頂きました。再契約に際して現在の経営状況が改善されない限り同様な条件が提示されると思いますが、十分に検討した中で対応してゆきたいと思っております。

とを口頭で聞いております。今後具体的な話し合いを行う中で決定することになると思えます。いずれにしても議員提案の指定管理者による方法、あるいは別の方法を含め庁内で検討するとともに、皆様方の意見を聞かせていただく中で方向性を出してゆく所存であります。スキー産業の低迷が続いている現在町としても何らかの負担が生じることはあり得ると考えております。

湯沢温泉ロープウェイの
今後について

②については、スノーリゾートサービス(株)との契約の中で来年3月までには24年度以降の契約に関して一定の方向性を出さなければならぬことになっております。議員提案の指定管理者制度については、スノーリゾートサービス(株)からもそういう要望があるこ



頑張ってます…湯沢温泉ロープウェイ

一 般

質 問

質 問